

〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

組織体制の見直し

- ・組織体制強化を図るため、プロパー職員の管理職登用や退職した職員の再雇用に取組むとともに、今後、当法人に大きな影響が想定される「障害者自立支援法」の完全実施への対応を、内部ワーキンググループで検討しているが、社会福祉法人としての自主性と積極性の確保に向けた組織体制の見直しを引続き進める必要がある。

経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、18年度に県から移譲を受けた松前清流園をはじめとした6施設と指定管理者制度を導入している県立4施設の計10施設の管理を行っているが、19年度新たに施設整備を開始するため積立金1,800百万円の取崩しを行ったことなどにより、当期収支差額は約1,854百万円となっている。
- ・18年に県から譲渡を受け運営していた松前清流園及び重信清愛園については、新たに両施設の複合施設を21年4月の開設に向け整備しており、両施設の管理部門統合による事務経費等の削減が期待されるころではあるが、引き続き改革実施計画にあるような収入増や経費削減の取組みを強化するとともに、入所者等に対する福祉サービスを低下させることなく、施設の効率的・効果的な運営に努め、安定した経営を行えるよう、経営基盤の充実・強化を図っていただきたい。
- ・なお、障害者自立支援法が施行され、平成24年度から新事業体系に完全移行した際には、現在の業務形態や報酬単価が変わるほか、利用者の負担についてもこれまでの収入に応じた「応能負担」からサービスに要する費用の「定率負担」と「実費負担」へ変更になることから、利用者の経済的負担が増加した場合、施設利用への影響も懸念されるところである。

同法が当法人の各施設・事業経営に与える影響を踏まえた上で、まずは施設利用者への福祉サービスを低下させることなく、経営的視点に立ち、経営基盤の充実・強化に努めるとともに、法の趣旨を踏まえ、障害者の自立支援に取組んでいただきたい。

- ・指定管理者となっている4施設（愛媛母子生活支援センター、身体障害者福祉センター、障害者更生センター（道後友輪荘）視聴覚福祉センター）の運営については、積極的な営業活動やホームページの開設、実施事業の充実などに努めた結果、利用者数を把握していない愛媛母子生活支援センターを除く3施設の19年度利用者数108,641人（前年度比9.6%増）で前年度に引続き利用者数を増加させており、県民サービスの向上により利用者増を図った当法人の取組みは評価できる。一方、利用料金制度を採用している障害者更生センター及び視聴覚福祉センターの19年度利用料金収入は13,320千円（前年度比10.1%減）と減少しており、昨年度に引続き利用料金収入の確保が課題となっている。しかし、自主事業による収入を含めた収入総額は44,812千円で前年度比1.4%増となっており、比較的安定した経営が行われている。（当法人は同施設の指定管理者として、21年4月から5年間の指定を引続き受けている。）
- ・このような中、収入増加に向けた取組みとして、障害者更生センターにおいては、一般利用客の増加を目標にした積極的な営業活動やホームページなどを通じたアピールなどを行っているところであるが、特に入所施設以外の施設については、ノーマライゼーションの観点からも、今後とも、より一層の利用促進に努めていただきたい。

【収入増加に向けた取組み】

- ・障害者更生センターにおける、一般利用客の増加を目標にした積極的な営業、ホームページを通じた施設のアピール、季節メニューの開発などによる利用促進

役職員数及び給与制度の見直し

- ・1次評価にあるとおり、正規職員の退職に伴う補充職員の非正規化に当たっては、能力や経験のある臨時職員の採用や職員配置の工夫などに努めるとともに、労働条件等にも十分留意していただきたい。また、職員の給与制度については、福祉サービスの担い手である職員のモチベーションを確保できるよう、職員の意欲・能力・業績等を反映できるような見直しを検討していただきたい。

〔県の関与の適正化に向けた取組〕

財政的関与の見直し

- ・当法人では、老朽化した移譲6施設の改修に向け、18年度に県から18億円の補助を受け「施設整備費等積立金」を積立てる一方、県では当法人への移譲施設を含め他の社会福祉施設の改修に備えるため16億円の「社会福祉施設整備基金」を設置した。今後も当法人の移譲施設の改修への対応に、県の支援が必要であることは認められるが、県の「社会福祉施設整備基金」による助成に当たっては、法人の自立経営、他の社会福祉法人との公平性の観点に十分留意する必要がある。

人的関与の見直し

- ・県職員OBは、各施設の長などに福祉分野の経験者などが雇用されている反面、19年度はプロパー職員の管理職登用はなかった。1次評価にあるとおり、県職員OBの採用により、優秀なプロパー職員の管理職登用が妨げられないよう留意する必要がある。

〔総合的評価〕

- ・障害者自立支援法に的確に対応し、入所者や利用者等に対する福祉サービスを低下させることなく、施設の効率的・効果的な運営に努め、安定した経営を行えるよう、経営基盤の充実・強化に努めること。
- ・指定管理者となっている4施設の運営については、研修やサービス体制の充実、積極的な利用促進に取組み、利用者数（把握している3施設）が増加していることは評価できる。また、収入総額は増加しているものの利用料金収入（利用料金制採用の2施設）が減少していることを踏まえ、より一層の利用促進に取組むこと。